

福井県公立小中学校事務職員研究会規約

福井県公立小中学校事務職員研究会

第1章 総則

(名称および本部)

第1条 本会は、福井県公立小中学校事務職員研究会と称し、本部を会長勤務校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携のもとに、学校事務の研究、事務職員制度の確立を推進し、会員の資質および社会的地位の向上をはかり、もって学校教育の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務、および事務職員制度に関する事項
- (2) 会員の資質ならびに社会的地位の向上に関する事項
- (3) 総会ならびに研究会の開催
- (4) 本会と目的を同じくする他団体との連絡提携に関する事項
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項

第2章 組織

(会員)

第4条 本会は、福井県公立小中学校の事務職員をもって組織する。

(支部)

第5条 本会には支部を置き、それぞれの支部に支部長を置く。支部は、原則として各郡市単位とする。
2 支部は、別に支部規約等を定め、支部長を選出し支部活動を展開する。

第3章 機関

(機関)

第6条 本会の機関は次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

(総会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関で、会員の半数以上の出席により成立する。その議決は、出席者の過半数をもって成立する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次のことを行う。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 決算の承認、予算の審議・議決
 - (3) 事業報告の承認、事業計画の審議・議決
 - (4) 会長・会計監査委員の選出
 - (5) 副会長・事務局長・会計・書記・各専門部長の承認
 - (6) その他必要な事項

(理事会)

第8条 理事会は、総会に次ぐ議決機関で、会長・副会長・事務局長・会計・書記・各専門部長・理事をもって構成する。

- 2 理事会は、構成員の半数以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数をもって成立する。
- 3 理事会は、毎年1回以上開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または会員の三分の一以上の要求があったときは、臨時に開催することができる。
- 4 理事会は、次のことを行う。
 - (1) 規約改正の審議
 - (2) 会長の推薦、および各専門部長の選出

- (3) 総会の議案審議
- (4) 細則・内規の制定、および改正
- (5) その他必要な事項

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、本会の執行機関で、会長・副会長・事務局長・会計・書記・各専門部長をもって構成する。

2 常任理事会は、年6回程度開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

3 常任理事会は、次のことを行う。

- (1) 本会の運営に関する企画・立案
- (2) 理事会から委任された事項、および緊急事項の処理
- (3) その他必要な事項

第4章 役員等

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。このほかに会長が必要と認めたときは、本会に顧問を置くことができる。

- | | | |
|-----|---------|--------|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副 会 長 | 2名 |
| (3) | 事 務 局 長 | 1名 |
| (4) | 会 計 | 1名 |
| (5) | 書 記 | 1名 |
| (6) | 専 門 部 長 | 各専門部1名 |
| (7) | 理 事 | 各支部選出者 |

(会計監査)

第11条 本会に会計監査委員を2名置く。

2 会計監査委員は、本会の会計を監査する。任期は1年とする。

(選出方法)

第12条 役員および会計監査委員の選出は、次の方法による。

- (1) 会長は、理事会で推薦し、総会において選出する。
- (2) 副会長は、会長が指名し、総会において承認を得る。
- (3) 事務局長・会計・書記は、会長が指名し、総会において承認を得る。
- (4) 専門部長（総務部長をのぞく）は、理事会で選出し、総会において承認を得る。ただし、総務部長は事務局長をもってあてる。
- (5) 理事は、各支部選出者（支部長を含む）をもってあてる。
- (6) 会計監査委員は、総会において選出する。

(任務)

第13条 役員は、それぞれ次の事項を司る。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局を代表し会務を掌理する。
- (4) 会計は、本会の会計を司る。
- (5) 書記は、理事会・常任理事会の記録を司る。
- (6) 専門部長は、各専門部を代表し本会の運営に参画する。
- (7) 理事は、支部を代表し本会の運営に参画する。また、支部への連絡調整にあたる。
- (8) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(任期)

第14条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、副会長2名のうち1名および理事は、任期を1年とする。なお再任を妨げない。

第5章 事務局等

(事務局)

第15条 会務を円滑に処理するため、本会に事務局を置く。事務局は、事務局長・会計・書記・事務局

員で構成する。

2 主な業務は、理事会・常任理事会の運営、本会の会計、および専門部の連絡調整とする。

(専門部)

第16条 事業の専門的事項の執行、および継続的研究のために、本会に次の専門部を置く。専門部は、専門部長・専門部員で構成する。

- (1) 総務部
- (2) 研究部
- (3) 情報部
- (4) 研修部

2 専門部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部 総会および研究会の運営に関すること。
- (2) 研究部 研究に関すること。
- (3) 情報部 情報に関すること。
- (4) 研修部 研修に関すること。

(特別委員会)

第17条 会長が必要と認めるときは、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、目的終了後解散する。

第6章 会費

(会費)

第18条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。会費は1人につき3,000円とする。ただし、再任用者・臨時任用者は2,000円とする。なお、事業のため必要あるときは、臨時に分担金を徴収することができる。

(年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(慶弔)

第20条 本会会員が死亡したときは、香典10,000円を贈り、当該支部長が弔問する。

第7章 雑則

(細則)

第21条 本会の運営に必要があるときは、本規約の定める範囲で細則および内規を定めることができる。

2 細則および内規は、理事会で協議し定める。

(付則)

1 この規約は昭和54年4月1日より施行する。

1. 昭和57年 4月 1日 一部改正
2. 昭和59年 1 1月 20日 一部改正
3. 昭和63年 5月 25日 一部改正
4. 平成 2年 5月 18日 一部改正
5. 平成10年 5月 22日 一部改正
6. 平成11年 5月 25日 一部改正
7. 平成16年 5月 20日 一部改正
8. 平成16年 10月 27日 一部改正 (ただしこの改正は平成 17年 4月 1日より施行)
9. 平成21年 5月 27日 一部改正
10. 平成22年 5月 26日 一部改正 (ただしこの改正は平成 23年 4月 1日より施行)
11. 平成26年 5月 22日 一部改正
12. 平成29年 5月 17日 一部改正 (ただしこの改正は平成 30年 4月 1日より施行)